

まち遺産ネット仙台
代表 西大立目祥子 様

仙台市教育委員会生涯学習部
文化財課長 吉岡恭平

「仙台市荒巻配水所旧管理事務所の解体問題についての要望書」への回答について

平成 23 年 7 月 25 日付で貴職から要望がありました事項につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 「そもそも管理者である水道局の施設（広場と埋設設備）更新にともなう、震災以前（桜他の樹木伐採前後）時点における配水所建物の移設計画についての貴部局の見解」について

荒巻配水所は、配水池を含め大正 12 年から稼動している現役の上水道施設ですが、老朽化が著しく、必要とされる耐震基準を満たしていないことから、安定給水を堅持する水道施設とするために更新する必要があり、旧管理事務所の移築はその更新計画に伴うものです。

文化財建造物は現地保存が原則ではありますが、水の安定供給という公益と文化財保護を両立させるためには、旧管理事務所の移転という選択は妥当であったと考えます。また、旧管理事務所が昭和初期建築のため構造的な強度が弱いことや、鉄筋コンクリート造のため重量が重いこと、また、稼働中の水道施設敷地内にあるという立地状況を考慮すると、曳屋による工法も妥当であると考えます。

2 「同じく震災に遭遇する前の、仮移設した際の建物設置様態についての、主として用地・建物の安全性に対する貴部局としての評価と対応」について

旧管理事務所は、元の位置から①南側に約 35m 水平移動した後、その場で②約 3m 垂直降下させ、その後、③東側に約 22m 水平移動させるという手順で曳屋工事を行う計画でしたが、工事施工中、①から②の段階に移行した瞬間に 3 月 11 日の大地震で被災し、当該建物基礎下に設置していた架台（井桁上に組んだ角材）の一部が崩れかかってたために工事の中止を余儀なくされたものであり、意図的に現在位置に仮設置しているものではありません。

用地・建物の安全性については、敷地内は関係者以外立入禁止の工事柵で区画された工事区域であり、その安全管理は、建物を含め、水道局及び施工業者が契約に基づき行うものです。両者は、ともに専門的知識を備えた技術者であり、当該建物についてもその性質に鑑み、基礎の補強を行うなど適切な対応がなされており、このたびの 3 月 11 日の大地震がこれまでの安全対策の想定を大きく超えた規模のものであった以上、本工事に瑕疵はなかったものと認識しております。

また、当該曳屋工事に際し、文化財課としては、水道局及び関係機関と緊密に情報交換しながら、工事計画の各段階において工事現場並びに文化財である当該建物の状態について現地視察を行い、疑問についてはその都度確認し解消してきたところでございます。

3 「震災及び余震を経ての水道局の建物解体意向にたいする貴部局の見解、結論に至るまでの文化庁また県文化財課との協議の経過、ならびに文化財保護審議会の意向集約の経過」について

水道局が、これまで旧管理事務所を仙台市水道草創期を物語る貴重な建物として大切に維持管理し、

施設更新にあたっても、移築保存により文化財保護を図ろうとしたものの、被災により解体せざるを得ない結論に至ったことについて、文化財課としては、以下の理由から、やむを得ないものと判断しております。

当該建物は、市道に隣接した、地上約3mの架台上で被災していますが、本市道は幅員が狭いうえに近隣の住宅街から国道48号線に通じているため交通量が多く、近隣小学校の通学路にもなっているため学童などの歩行者も多く、通行の制限は困難あります。また、今回の震災による断水時には、給水に訪れた一般車による渋滞が発生し交通の妨げになったことや、今後の余震や台風の影響により隣接する道路側へ架台ごと倒壊する恐れがあることなどから、早急に危険を回避する必要があります。

こうした状況にあって、何とか保存できないものかと曳屋工事の継続について検討いたしましたが、崩れた架台の組み直しやクレーンによる吊り下げ、基礎下への鉄骨差し込み等、いずれの工法も崩れた架台下での危険な作業が伴うため、作業員の安全性が確保できない以上、採用は難しいと考えます。

架台ごとコンクリートで固めて仮地盤を造り、隣接して組み立てた新たな架台に移動させる工法については、基礎直下での作業が伴わないので施工自体の危険度は低下するものの、架台などを内部に含んだ状態では、コンクリートの強度が十分に確保できるか不確定です。不安定な架台周辺でのコンクリート充填作業によって振動が生じ、架台を崩しかねないため、そのような施工も実施困難と考えます。加えて、当該建物自体も地中梁等の躯体に構造的な被害を受けており、新たな補強が必要ですが、基礎付近での危険な作業が伴うため実施困難と考えます。また、架台に用いる角材など移築に必要な資材の調達に長期間を要することから、その間の道路通行者等の安全性を確保することが困難です。よって、いずれの場合も、かなりの時間を要し早急な対応が難しいため、曳屋工事の継続は断念せざるを得ないという結論に至りました。

次に、現在位置での存置について検討いたしましたが、この場合も躯体の補強などの想定される各作業において基礎下での危険な作業が伴うため、作業員の安全性の確保が困難です。地中梁など当該建物の基礎ごとコンクリートで固める工法についても、上述のようなコンクリートの強度及び施工時における問題を抱えています。また、今回の震災の経験から、当該建物を現在位置に固定すると、配水所における応急給水車の補給作業をスムーズに行うための動線をさえぎることになり、補給作業に大きな支障が生じることや、本配水施設が3月11日の大地震により被害を受けた仙台市内の他の配水施設の代替として機能しなければならないことなどを考え合わせると、現在位置での存置についても難しい状況にあります。

このように、曳屋工事の継続あるいは現在位置での存置においても安全性の担保や水の安定供給に支障を来たす恐れがある以上、文化財課としても、当該建物の解体撤去はやむを得ないと判断いたした次第です。

本件における文化庁また県文化財保護課との協議経過につきましては、5月中旬に文化庁調査官による被災状況の視察後、逐次検討内容を県に報告し助言を受けながら検討を重ね、仙台市としての意向について県を通じて文化庁に報告し、現状変更届を提出したところです。

また、本件につきましては、その当該建物の被災状況から早急な対応が必要と判断されたため、行政の重要な使命である安全安心な市民生活の維持を第一に考え、解体撤去の結論に至りました。その後、諸手続きを進める中で、審議委員に対する検討過程及び判断理由の説明や、現地視察の場を設け、ご報告いたした次第です。

文化財課は、文化財の保護と活用に率先して取り組むべき立場にあり、文化財保護行政を推進するうえで、貴職が述べられる“市民と共に守り育てる文化財”という観点が非常に大事であることは十分認識しております。そうした認識に立って、文化財保護と行政に求められる他の公益との調整に留意しつつ、日々業務に取り組んでいるところでございます。しかしながら、本件のように、人命や市民生活に大きな影響を与える状況にあっては、行政として、安全性を最優先に判断せざるを得ない場合もあると考えております。

文化財課といたしましても、被災を受けながらも何とか残った文化財を保存したいという思いは皆さまと同じでございますが、安全性の確保が難しい以上、保護すべき文化財を自ら解体せざるを得ないというこのたびの事情を何卒お察しいただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。